

短期社債等平均発行レートの公表等に関する規則

制定 平成 21 年 9 月 24 日

改正 平成 27 年 7 月 24 日

改正 平成 28 年 12 月 21 日

(目的)

第 1 条 この規則は、社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)第 9 条第 1 項ただし書の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が日本銀行から委託を受けて行う短期社債等平均発行レートの公表等に関する業務に関し必要な事項を定める。

(用語)

第 2 条 この規則において、社債等に関する業務規程の用語と同一の用語は、同一の意味を持つものとする。

(資金決済金額の収集)

第 3 条 機構は、短期社債等平均発行レート算出のため、短期社債等の発行者(発行代理人が選任されている場合には発行代理人。以下同じ。)が、新たに短期社債等を発行する場合であって、決済方式としてDVP決済を指定しなかったときは、当該発行者の同意の下、当該短期社債等の払込みに係る資金決済金額(金銭に代えて金銭以外の財産を給付する場合には、その旨。)を通知させることができる。

(短期社債等平均発行レートの算出)

第 4 条 機構は、短期社債等の発行者から通知された資金決済金額等に基づき、日本銀行との間の委託契約において定める方法により、短期社債等平均発行レートの算出を行うこととする。

(短期社債等平均発行レートの公表等)

第 5 条 機構は、前条により算出した短期社債等平均発行レートを、日本銀行との間の委託契約において定める方法により、公表等を行うこととする。

2 機構は、社債等振替制度に係るシステムの障害又は天災地変その他の事由が発生した場合には、短期社債等平均発行レートの公表等を行わないことがある。

(免責)

第 6 条 機構は、この規則に基づき公表等を行った、短期社債等平均発行レートの内容の正確性を保証するものではなく、短期社債等平均発行レートの内容に依拠することによって、又は参考とすることによって加入者等に生じた損害については、機構は一切の責任を負わないものとする。

2 機構は、前項に規定するもののほか、第 1 条に規定する業務に関し、機構の故意又は重大な過失が認められない事由により生じた損害については、責任を負わない。

(所要事項の決定等)

第 7 条 機構は、日本銀行から委託を受けて行う短期社債等平均発行レートの公表等を適正かつ確実にを行うため、この規則に定めるもののほか必要な事項を定め、又は必要な措置を講ずることができる。

(規則の改正)

第 8 条 機構は、執行役社長の決定により、必要に応じてこの規則を改正することができる。

(準拠法及び合意管轄)

第 9 条 この規則は、日本法に準拠するものとする。

2 この規則に関して、紛議が生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

附 則

この規則は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

附 則(平成 27 年 7 月 24 日通知)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 24 日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月 21 日通知)

この改正規定は、平成 29 年 1 月 4 日から施行する。